

New!
民間賃貸住宅の利
用も可能になりま
した！

新たに雇用する介護職員の 住居借上を補助します！

介護施設※¹を運営する法人が、新たに介護職員を雇用し、UR・県公社・市公社の団地（一定の要件を満たせば民間賃貸住宅も可※²）を、その職員の住居として法人が借り上げれば、家賃の1/2（上限3万円）を横浜市が補助します。

※1 対象となる介護施設は、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護付有料老人ホーム、ケアハウス、認知症高齢者グループホーム、ショートステイセンター

① 補助条件等

- ・介護施設を運営する法人が、対象住居を借上げて、「新規（平成30年度以降）に雇用した介護職員（以下、職員）」を居住させていること。
- ・原則、住居の借り上げ費用を職員に求めないこと。また、必ず1人に1居室を確保すること。
- ・職員が地域行事などへ参加することが必要です。法人が自治会等の方と協議して、職員が参加する地域活動を決定してください。
- ・年度ごとに1介護施設あたり8名まで申請することができます。
- ・月6万円の住居に職員が2名入居した場合は、市から3万円×2名分を助成します。
- ・県公社の団地はルームシェアができません。
- ・継続して勤務する場合は、最長5年間補助します。

② 対象住居

補助対象団地は、UR、県公社及び市公社が管理する市内の団地（一部を除く）です。HPの住居リストをご確認ください。

昨年度からの変更点！

※2 近隣（半径2km以内）に団地がない場合や空室がない場合、近隣の民間賃貸住宅の方が安価な場合には、民間賃貸住宅を利用できる場合があります。本事業要綱をご確認ください。

・各団地の問い合わせ先

U R：横浜営業センター

電話 045-461-4178

県公社：募集契約課

電話 045-651-1797

市公社：賃貸住宅募集窓口

電話 045-451-7766

・本事業の問い合わせ先

高齢健康福祉課人材確保担当 電話：045-671-2406 Email：kf-zinzai@city.yokohama.jp

③ 補助金の申請 ※予算の上限に達した時点で終了となります。

補助金の詳細・申請用紙は、横浜市 健康福祉局 介護人材関連情報 に掲載されています。ダウンロードのうえ、記入押印し必要書類を添付して郵送してください。

URL:<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/shigoto/kaigo/zinzaikakuho.html>

■ルームシェアなど複数人で居住する場合、補助はどのようになるのか？

- ・ 住居1戸当たり対象経費を入居人数で除した額（千円未満切捨て）と3万円のほうの額を補助します。

例1：2人で50,000円の部屋に住居している場合、補助額はどうか？

家賃	入居人数で除した額	補助額
50,000円	25,000円	25,000円
	25,000円	25,000円

それぞれの25,000円を補助します。

例2：2人で60,000円の部屋に住居している場合、補助額はどうか？

家賃	入居人数で除した額	補助額
60,000円	30,000円	30,000円
	30,000円	30,000円

それぞれの30,000円を補助します。

例3：2人で70,000円の部屋に住居している場合、補助額はどうか？

家賃	入居人数で除した額	補助額
70,000円	35,000円	法人負担 30,000円
	35,000円	30,000円

入居人数で除した額（35,000円）が上限3万円を超えているため、それぞれの上限である30,000円を補助します。

例4：3人で90,000円の部屋に住居している場合、補助額はどうか？

当該物件に補助対象介護職員が居住しているので、それぞれの30,000円を補助します。

家賃	入居人数で除した額	補助額
90,000円	30,000円	30,000円
	30,000円	30,000円
	30,000円	30,000円